



西 企 営 第 173 号
平 成 31 年 2 月 28 日

総務省 総合通信基盤局長
谷脇 康彦 殿

西日本電信電話株式会社
代表取締役社長 小林 充

「第一種指定電気通信設備との接続の業務の適正化について(指導)(総基料第270号(平成30年12月18日))」に基づき、以下のとおり提出いたします。

今回の「第一種指定電気通信設備との接続の業務の適正化について(指導)(総基料第270号(平成30年12月18日))」について

今回、このような指導を受けたことについて、当社として、厳粛に受け止め、今後は第一種指定電気通信設備との接続の業務の運営が適正かつ合理的であるよう、対応を徹底する考えです。

法第33条2項の規定に対する違反に至った原因を究明するとともに再発防止策を講ずること。

- 当社は、これまで網終端装置については、フレッツサービスの進展に伴い、ISP事業者様のご要望を踏まえながら、網終端装置の大容量化等を図ってまいりました。
- また、新たな網終端装置メニューを提供する際には、その都度、接続事業者様向けホームページにおいて具体的な提供条件等を開示するとともに、全ISP事業者様に対して開示情報を更新した旨をメールで周知してきました。
- 網終端装置の増設判断に用いる基準値(以下、増設基準)の扱いについては、網終端装置の費用を当社とISP事業者様が応分に負担している中、その大宗を当社が負担していることから、当社としては、網終端装置の利用が効率的となるよう、ISP事業者様と協議のうえ、増設のご要望を実現してまいりました。その際、一部ISP事業者様に対してのみ増設を認める等、不当な差別的取り扱いを行った実績はなく、ISP事業者様間の公平な取り扱いについては、十分に確保して対応してきたところです。
- 加えて、「接続料の算定に関する研究会」での議論を踏まえ、網終端装置の増設判断の更なる公平性・透明性を確保すべく、2017年6月に全ての網終端装置メニューを一覧化し、接続事業者様向けホームページに開示したところです。
- 今般、貴省において、増設基準が接続条件に該当し「法第33条2項に対する違反」との判断がなされましたが、インターネットトラフィックの増加とともに、「網終端装置の収容効率を高めたい」といったご要望が多く増設に対するご要望が少なかった従来から「収容効率を下げてでも早期に増設したい」へとISP事業者様のご要望が変わり、増設のご要望が増えた後も、増設基準については依然として、接続条件ではなく、事業者様間との協議を踏まえ最終的に決定する事項と当社が認識していた点が違反に至った原因であると考えます。
- 今回の指導内容を踏まえ、当社としては、今後、当社が全ISP事業者様に共通的に適用する条件を設定する場合には、電気通信事業法関係法令及び接続約款規定との整合が確保されているか、二重チェックの体制強化を図ることで再発防止に努める考えです。
- なお、現行約款への増設基準の規定については、改正電気通信事業法施行規則の第23条の4の規定に基づき2018年6月15日に認可いただいた接続約款にて対応を完了しており、「法第33条2項に対する違反」は解消しているものと考えます。